

○豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例

平成25年 2月28日

条例第1号

改正 平成31年 2月26日 条例第1号

令和 2年12月18日 条例第46号

豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例

豊橋市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年豊橋市条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、豊橋市議会の議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する政務活動費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、豊橋市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

（一部改正〔平成31年条例1号〕）

（交付額及び交付方法）

第3条 政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員1人当たり月額9万円とする。ただし、基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

2 政務活動費は、半期（4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期間をいう。以下同じ。）分ごとに、当該半期のうち政務活動費の額の算定対象となる最初の月の10日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日）までに交付する。

3 政務活動費は、半期の途中において新たに議員となった場合は当該議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から、半期の途中において議員の任期が満了する場合は当該任期が満了する日の属する月分まで交付する。

（一部改正〔平成31年条例1号〕）

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が半期の途中において議員でなくなった場合においては、当該議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

2 前項の規定による返還は、その事由の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の10日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日）までに行うものとする。

(全部改正〔平成31年条例1号〕)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の諸課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(一部改正〔平成31年条例1号〕)

(収支報告書等の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、前年度の交付に係る政務活動費について収支報告書（別記様式）を作成し、毎年4月20日まで（当該議員が議員でなくなった場合は、当該議員でなくなった日の翌日から起算して20日以内）に議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された支出に係る領収書等の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(一部改正〔平成31年条例1号〕)

(政務活動費の残余额の返還)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を返還しなければならない。

(一部改正〔平成31年条例1号〕)

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書及び添付書類（以

下「収支報告書等」という。)を同項に規定する提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

2 何人も、前項の収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けることができる。

3 前項の規定により収支報告書等の写しの交付を受けようとする者は、これに要する費用を負担しなければならない。

(一部改正〔平成31年条例1号〕)

(透明性の確保)

第9条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(一部改正〔平成31年条例1号〕)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成31年条例1号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に改正前の豊橋市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年2月26日条例第1号)

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月18日条例第46号)

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

(一部改正〔平成31年条例1号〕)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査

	委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別記様式（第6条関係）

政務活動費収支報告書

年 月 日

豊橋市議会議長 様

議員氏名

豊橋市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 度	年 度
指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	豊橋市指令 第 号
交 付 決 定 金 額	円
既 交 付 額（収入）	円
精 算 額（支出）	円
収 支 差 引 残 額	円

添付書類

- 1 政務活動費収支内訳書（別紙）
- 2 領収書等の証拠書類の写し

別紙

政務活動費収支内訳書

1 収入 _____ 円

2 支出

項目	金額	備考
調査研究費	円	
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 収支差引残額 _____ 円